

Daigo Town

Public Relations
Magazine

広 報

だいで

花と緑と若者の住む 互いに支え合う心豊かなまち



楽しいプール授業(上小川小学校)

..... 主な内容

- 第2回高齢者グラウンド・ゴルフ大会 ... 2
- ご存じですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当 ... 3
- 国民年金「保険料免除制度」のご案内 ... 4
- ニュースだいで 6
- 国保情報えがお 10
- フォトだいで 12



No.660

2013

August

8

■ 発行 / 大子町役場 総務課

■ 〒319-3526

茨城県久慈郡大子町大字大子866番地

Tel / 0295-72-1111 (代) / 0295-72-1114 (直通)

Fax / 0295-72-1167

E-mail / soumu@town.daigo.lg.jp

http://www.town.daigo.ibaraki.jp/

第2回



高齢者健康づくり..... グラウンド・ゴルフ大会が 行われました！.....



～いい汗かいて、楽しく健康づくり～

6月24日に、大子温泉やみぞグラウンド・ゴルフ場を会場に「第2回高齢者健康づくりグラウンド・ゴルフ大会」が開催され、92人の皆さんが参加しました。

大会には優勝をはじめ、たくさんの賞（33個）が用意され、表彰式ではそれぞれの賞を受賞した方に益子町長からトロフィーや記念品が手渡されました。また、賞を受賞されなかった方にも町のイベントカレンダーがプレゼントされました。

当日は、グラウンド・ゴルフのほかに、保健師と管理栄養士による健康相談も行われました。



笑顔で楽しくプレー



集中力を高めての第1打



優勝、準優勝、第3位を受賞した皆さん



血圧、体脂肪測定の様子



益子町長による始球式

◎主な入賞者の方々

賞の名称	部門	氏名
優勝	男子の部	佐藤 洋一さん (39打)
	女子の部	木村サヨ子さん (39打)
準優勝	男子の部	古市 禮道さん (41打)
	女子の部	國谷きよ子さん (40打)
第3位	男子の部	益子 竹文さん (42打)
	女子の部	仲野 洋子さん (41打)
第4位	男子の部	成井 正美さん (42打)
	女子の部	益子モヨエさん (43打)
第5位	男子の部	石井 勝夫さん (42打)
	女子の部	菊池 サチさん (43打)
最高齢者賞	男女共通	鈴木一二三さん (91歳)

※次回の第3回大会は、10月頃に開催される予定です。

ご存じですか？

児童扶養手当 & 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父（母）と生計を共にしていない児童の母（父）又は父母に代わってその児童を養育している方に対し、手当を支給します。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金、恩給等）を受けている方は除かれます。また、一定額以上の所得がある場合は、支給が制限されます。



手当の対象となる児童

手当の対象となる児童は、次の支給要件のいずれかに該当する児童です（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、身体又は精神に障害のある場合は20歳未満の児童）。

- ◆父母が離婚した児童
- ◆父又は母が重度の障害にある児童
- ◆父又は母から1年以上にわたり遺棄されている児童
- ◆父又は母が1年以上にわたり拘禁されている児童
- ◆棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ◆父又は母が死亡した児童
- ◆父又は母の生死が明らかでない児童
- ◆母が婚姻しないで生まれた児童



手当の支給対象とならない場合

父又は母が重度の障害にある場合を除き、上記のいずれかに該当する場合でも児童が父又は母と生計を同じくしている場合や、児童が児童福祉施設に入所している場合等は、手当は支給されません。

●支給月額

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,550円	所得に応じて 41,540円～9,810円
2人	46,550円	
3人	49,550円	

※4人目以降は、3,000円ずつ加算されます。

所得による支給制限

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得が右表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

●受給資格者等の所得制限限度額表

所得 扶養親族数	受給資格者（本人）		配偶者、扶養義務者、 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円

特別児童扶養手当

精神若しくは身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護する父母又は父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。ただし、一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

手当の対象となる児童

- ◆身体障害者手帳のおおむね1級、2級、3級程度に該当する方（内部的疾患を含む。）
- ◆療育手帳の判定がA・A・B程度の知的障害又は同程度の精神障害の方（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない方も対象になります。）



手当の支給対象とならない場合

前記のいずれかに該当する場合でも、児童が施設に入所している場合、児童が障害による公的年金を受けることができる場合、申請者及び児童が日本国内に住所がない場合には、手当は支給されません。

●支給月額（児童1人につき）

1級	50,400円
2級	33,570円

※平成25年10月より額改定

所得による支給制限

請求者（本人）や配偶者及び扶養義務者の方の所得が右表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

●請求者等の所得制限限度額表

所得 扶養親族数	請求者（本人）		配偶者及び 扶養義務者
	請求者（本人）	請求者（本人）	
0人	4,596,000円	6,287,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

※これらの手当は、申請をしなければ受けることができませんので、ご注意ください。

国民年金「保険料の免除制度」のご案内

国民年金には、所得が少ないなどの理由により、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」、「一部納付(一部免除)」又は「猶予」される制度があります。

保険料の免除等を希望される方は、「年金手帳」及び「印鑑」と、会社等を退職された方は、「雇用保険受給者証又は離職票(どちらもお持ちでない場合は、職業安定所で交付される失業に関する証明書 ※申請用紙は町民課にあります。)」を持参の上、申請窓口(町民課国保年金室)へご相談ください。

① 免除(全額免除・一部納付)申請

本人、配偶者、世帯主の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生(就業年限が1年以上)の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

平成25年度の保険料月額、

15,040円です。



【全額免除・若年者猶予の所得基準と年金額の計算】

※若年者猶予の所得基準は、全額免除と同じです。

所得基準：22万円＋(扶養親族等の人数＋1)×35万円 → 将来の年金額 1/2 (21年3月分までは1/3)

【一部納付・学生特例の所得基準と年金額の計算】

※学生特例の所得基準は、半額納付と同じです。

4分の1納付・・・保険料月額 **3,760円** → 将来の年金額 5/8 (21年3月分までは1/2)
所得基準：78万円＋扶養親族等の人数×38万円＋社会保険料控除額等

半額納付・・・保険料月額 **7,520円** → 将来の年金額 6/8 (21年3月分までは2/3)
所得基準：118万円＋扶養親族等の人数×38万円＋社会保険料控除額等

4分の3納付・・・保険料月額 **11,280円** → 将来の年金額 7/8 (21年3月分までは5/6)
所得基準：158万円＋扶養親族等の人数×38万円＋社会保険料控除額等

※ 一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

※ 免除及び納付猶予等は10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です(ただし、免除及び猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

■問合せ 町民課 ☎72-1112

茨城県青少年の健全育成等に関する条例について

次の世代を担う青少年が、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いです。

しかし、核家族化や高度情報化の急速な進展など、青少年を取り巻く環境は急激に変化しており、家庭や地域の教育力の低下や、青少年の万引き等の初発型非行の増加、ニートやひきこもりなどの社会的自立の遅れ、インターネット上の有害情報の氾濫など、様々な問題が生じています。

こうした状況を踏まえ、「茨城県青少年の健全育成に関する条例」では、県、県民、保護者、青少年育成者、事業者が一体となって、青少年を取り巻く社会環境を整備することを目指しています。

特に守っていただきたいこと

◎青少年の深夜外出の制限

深夜（夜11時から翌朝4時まで）に青少年を外出させないようにしましょう。

◎青少年の非行助長行為の禁止

青少年に対して飲酒や喫煙を勧めたり、家出を誘うことは禁止されています。

◎入れ墨・タトゥーの禁止

青少年：18歳未満の者



青少年の健全育成に向けた取組について、県民、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 茨城県女性青少年課 TEL029-301-2183

健康食品や医薬品の「送り付け商法」にご注意を!

最近、県内では高齢者を狙った健康食品や医薬品などを代金引換で一方的に送り付け、現金を支払わせる送り付け商法による被害が急増しています。

大子警察署管内でも4月から6月までの間に13件の相談が寄せられ、実際にお金を支払ったケースもあります。

業者は、突然電話で「以前に注文を受けた商品を送る」、「注文時の通話を録音している」、「断ると裁判になる」などと、うそや脅し文句を言って、一方的に健康食品（サプリメント類）を送り付けてきます。このような場合、商品を受け取る必要も代金を支払う必要もありませんので、お困りの際は警察署又は大子町消費生活センターにご相談ください。

送り付け商法への対処術

- ・業者から何を言われても、注文した覚えがなければ「注文していない、送らないでほしい」とはっきり断る。
- ・商品が送られてきたときは、送り主（業者）の住所・会社名・電話番号等をメモし、受け取りを拒否する。商品代は絶対に支払わない。
- ・商品を受け取ってしまった場合は、速やかに大子町消費生活センターに相談する。



■問合せ 大子警察署 ☎72-0110 大子町消費生活センター ☎72-1124



袋田の滝で結婚式♥

6月15日に、袋田の滝では初めてとなる結婚式が行われました。第1観瀑台を会場に人前式で式を挙げたのは、頃藤出身の深谷貫一郎さんと、矢祭町出身の神永千絵さん。羽織はかまの新郎と白無垢姿の新婦は、水しぶきを上げる滝を背に、親族や友人、観光客ら

の見守る中、永遠の

愛を誓い指輪を交換。益子町長からは結婚証明書が贈られました。この日は土曜日ということもあり、滝を訪れた多くの観光客が新郎新婦の門出を祝福しました。生涯忘れられない思い出の結婚式になったことでしょう。いつまでもお幸せに～！



全日本選手権で銀メダル

ウエイトリフティングの全日本選手権が、6月21日に秋田県立体育館で行われ、女子48キログ級の安嶋千晶選手（太子清流高2年）が2位となり、銀メダルを獲得しました。社会人や大学生も交えた

大会で堂々の2位。伸び盛りの高校2年生のこれからの活躍がますます期待されます。



感謝状贈呈式

6月26日に、介護認定審査会委員を退任された大内二男さん（小生瀬）と若松義洋さん（太子）へ町から感謝状が贈呈されました。大内さんは5期10年間、若松さんは2期4年間、介護認定審査委員としてご尽力をいただきました。





防災講演会

7月4日に、文化福祉会館「まいん」文化ホールにおいて、町主催で初めてとなる「大子町防災講演会」が開催され、講師に市民防災研究所の細川顕司先生を迎え「自主防災組織の結成と課題」をテーマに講演が行われました。防災に関する高い意識の表れか、多くの参加者が集まり文化ホールはほぼ満員に近い状態となりました。地域による防災への取り組みの大切さを考えるよい機会となりました。

赤十字奉仕団基礎研修会

6月27日に、文化福祉会館「まいん」にて、大子町赤十字奉仕団を含む県北地区の9つの市町村の赤十字奉仕団の団員等、約130人が参加し「平成25年度赤十字奉仕団基礎研修会」が行われました。研修会では、赤十字についての講義や非常食炊き出し実習、タオル等を使った災害時の健康生活支援の実技指導が行われました。



中田植

毎年夏至の日に行われる下野宮近津神社の御田植祭「中田植」が、6月21日に開催され、多くの参拝客やカメラマンなどでにぎわいました。



神殿にて田植歌奉納などの神事が行われた後、田植歌保存会による奏楽と田植歌に合わせて、15人の早乙女による御神田への田植えが行われ、五穀豊穡を祈願しました。

田植え終了後には、参拝客と地元の方の交流を兼ねた餅つきが行われ、あんこ餅や大根餅、とん汁などが参拝客らに振舞われました。



第3回

僕たち私たちの 学校紹介



● 大子町立大子幼稚園 ●



みんなでバンザイ!!

あかるく げんきで すなおな子

大子幼稚園は昭和40年に大子小学校に併設され、その13年後に大子第二高等学校の旧校舎跡地に移転され現在に至っています。

大子町に一園しかない伝統ある幼稚園です。今年は田植え見学や、老人ホーム訪問、そして小学校との交流学習など体験活動を新たに取り入れました。子ども達の未来のために、家庭や地域と連携を図りながら、充実した園生活となるよう全教職員で取り組んでいます。

大子町教育ポータルサイトも是非ご覧ください。 <http://www.daigo.ed.jp/>

■ 問合せ 大子町教育委員会 ☎79-0170

Q 平成25年度固定資産税課税明細書を見たら、今年の2月13日に取り壊した物置が記載されていました。どうしてですか？

A 課税の対象になります。

今回のポイントは、取り壊した年月日にあります！

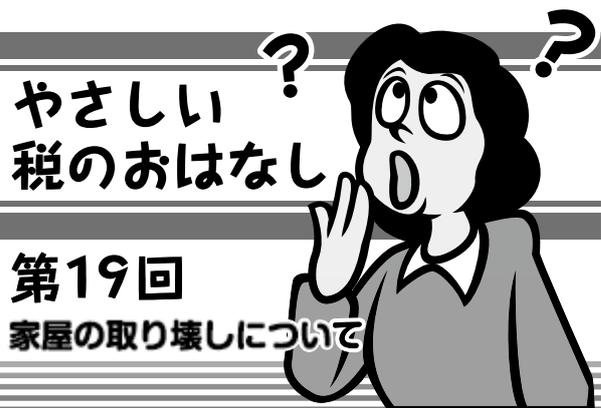
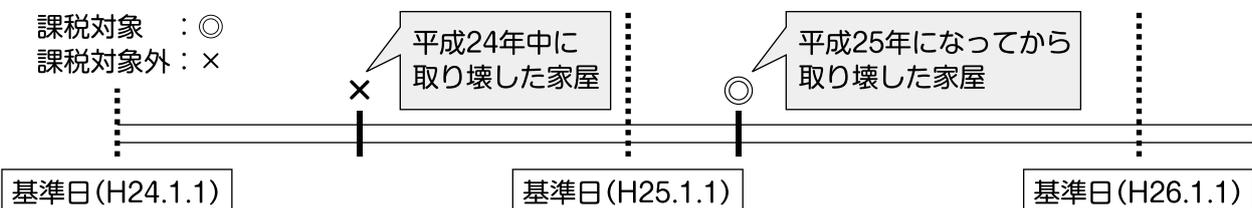
固定資産税は、毎年1月1日時点（基準日）で課税台帳に登録のある固定資産に対して課税します。

上記の場合、取り壊した日が平成25年2月13日であり、基準日（平成25年1月1日）には家屋として存在していたため、平成25年度の固定資産税の対象となりました。

来年の基準日（平成26年1月1日）には存在しない家屋となるので、平成26年度は課税の対象から除外されます。

※家屋を取り壊した際には税務課（72-1116）にご連絡ください。

◎平成25年度固定資産税が課税されるケース



■ 問合せ 税務課 ☎72-1116

福祉・介護職場就職相談会のご案内

福祉・介護職場への就労を希望する方を対象に、就職相談会を開催します。茨城県福祉人材センターの経験豊かな専門相談員が対応しますので、お気軽にご参加ください。

○期日：平成25年8月28日、10月23日、12月25日、平成26年2月26日

○場所：くりえーとセンター大宮(常陸大宮市工業団地1-34)

○内容：求職に関する相談、福祉の仕事・資格等の相談、求人に関する相談。

○方法：相談無料、事前に電話予約をお願いします。

■予約・問合せ 茨城県福祉人材センター ☎029-244-4544

無料相談会のご案内

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士が、無料相談に応じます。

法律や行政、税務、会計、労働、社会保険、不動産についてのご相談のある方はお気軽にご相談ください。(当日受付順・事前予約不可)

○日時：9月1日(日) 9:30~15:00(受付14:30終了)

○場所：茨城県産業会館 大会議室(水戸市桜川2-2-35)

■問合せ

茨城県行政書士会 事務局 ☎029-305-3731

情報
掲示板
information

司法書士法律相談のご案内

茨城司法書士会では、「司法書士の日」を記念した無料相談会を実施します。予約は事前に各司法書士事務所へお申し込みください。

○日時：8月5日(月) 9:00~17:00

○場所：茨城県内の各司法書士事務所

○内容：相続、贈与、会社等のご相談及びこれに関連する不動産・法人登記のご相談。

■主催・問合せ

茨城司法書士会 ☎029-225-0111

茨城県警察官採用試験

第1次試験日(教養試験・論文試験)

9月22日(日)

◆郵送又は持参による受付：8月20日(火)まで

◆インターネットによる受付：

8月19日(月)午後5時まで

受験資格その他詳しい内容については警察官採用試験広報ホームページをご覧ください。

◎警察官採用試験広報ホームページ

http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc_site/index.html

■問合せ 大子警察署警務係 ☎72-0110

個人事業税の納税について

平成25年度個人事業税の第1期分の納税通知書は、8月中旬に発送されます。

納付期間は8月21日(水)から9月2日(月)までとなりますので、期限内に納付されますよう、お願いします。

なお、すでに預金口座からの振込み手続をされている方は、9月2日(月)に口座引き落としになりますので、残高の確認をお願いします。

詳しくお知りになりたい方、また、新たに口座振替制度の申込みを希望される方は、茨城県常陸太田県税事務所まで、お問い合わせください。

■問合せ 〒313-8666 常陸太田市山下町4119

茨城県常陸太田県税事務所

課税第一課個人事業税担当

☎0294-80-3311

自衛官募集案内

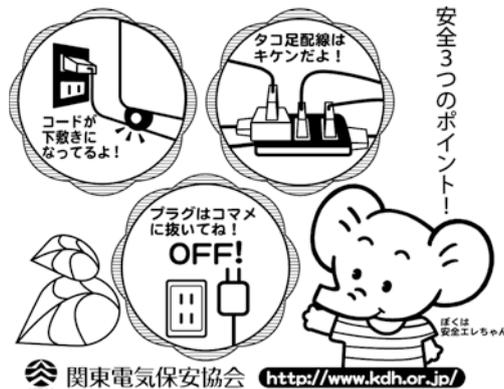
種目	応募資格	受付期間	試験日	待遇
自衛官候補生(男・女)	18歳以上 27歳未満の者	8月1日 ～ 9月6日	9月 日時は別途連絡	所要の教育を経て 3か月後に2等陸・ 海・空士に任用 (任期制自衛官)
一般曹候補生(男・女)			1次:9月16・17日 (いずれか1日) 2次:10月上旬	入隊後2年9か月経過以降選考により 3等陸・海・空曹に 任用
航空学生(男・女)	高卒 (見込含む) 21歳未満の者		1次:9月21日 2次:10月中旬 3次:11月中旬	入隊後約6年で 3等海・空尉に任用

■申込み・問合せ

自衛隊茨城地方協力本部日立出張所 TEL・FAX：0294-21-1524

※詳細については、お問い合わせください。

8月は経済産業省主唱の 電気使用安全月間です



関東電気保安協会 <http://www.kdh.or.jp/>

国保情報

えがお



★「限度額適用認定証」を すでにお持ちの方へ

「限度額適用認定証」の有効期限は毎年7月末日までとなっています。今までご使用されていた認定証の有効期限をご確認ください。8月以降も必要な方は町民課で申請が必要です。

70歳未満の方が
入院するときは…

『限度額適用認定証』の申請をしましょう

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、後から申請していただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、後から払い戻されるとはいえ、一時的な支払は大きな負担になります。

70歳未満の方が入院する場合、保険証とあわせて「限度額適用認定証」を医療機関窓口へ提示すると、1か月（1日から末日まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

入院する場合は、忘れずに『限度額適用認定証』の交付を受けてください。



※認定証の交付は、保険税に滞納がない世帯が対象となります。

※保険外負担分や差額ベッド代、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※70～74歳の方でも、住民税非課税世帯に属する方は認定証の交付を受けることができますので、町民課へ申請してください。

■自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降（※）
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 過去12か月間に、世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額

70歳になると高齢受給者証が交付されます

70歳になると、75歳の後期高齢者医療制度に移行するまでの間「高齢受給者証」が交付されます。

これは病院窓口での自己負担割合を示す証明書で、所得の状況などにより、「1割負担」又は「3割負担」のいずれかが記載されています。

そのため、70歳以上の方は、医療機関等で受診されるとき、保険証とあわせて「高齢受給者証」を提示する必要があります。

☆高齢受給者証の対象となる期間は、70歳の誕生日の翌月1日から75歳の誕生日の前日までです。

誕生日が1日の方は誕生月の1日から75歳の誕生日の前日までです。

☆高齢受給者証の有効期間は、8月1日から翌年7月末日までの1年間で、毎年7月下旬に新しい高齢受給者証をお送りしています。



■町民課 国保年金室 ☎72-1112 内線114、117

2013 カレンダー

8 August 葉月



日付	行事名	場所	時間	対象者	問合せ
1日(木)					
2日(金)	巡回労働相談	庁	10:00~14:00	一般	企
3日(土)					
4日(日)					
5日(月)	お知らせ版8月号発行				
	健康教室	文	13:30~15:00	一般	健
6日(火)	消費者相談	企	9:00~16:00	一般	企
	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
7日(水)	心配ごと相談	文	13:00~15:00	一般	協
	献血(役場)		10:00~15:30	一般	健
8日(木)					
9日(金)					
10日(土)					
11日(日)					
12日(月)					
13日(火)	消費者相談	企	9:00~16:00	一般	企
	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
14日(水)	花火大会と灯籠流し				
	飲用井戸水水質検査受付	保	10:00~11:00	一般	健
15日(木)					
16日(金)	巡回労働相談	庁	10:00~14:30	一般	企
17日(土)					
18日(日)					
19日(月)	健康教室	文	13:30~15:00	一般	健
20日(火)	広報だいが9月号発行				
	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
	一日年金事務所(出張年金相談)	分	10:00~14:00	要予約	民
21日(水)	消費者相談	企	9:00~16:00	一般	企
	心配ごと相談	文	13:00~15:00	一般	協
22日(木)					
23日(金)	就職支援出張相談	公	10:00~15:00	一般	企
24日(土)					
25日(日)					
26日(月)	こころの相談	保	13:00~16:00	要予約	健
27日(火)	消費者相談	企	9:00~16:00	一般	企
	献血(緑カインズホーム大子店)		10:00~16:00	一般	健
	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
28日(水)					
29日(木)					
30日(金)					
31日(土)					

※事業によっては、12:00~13:00が昼休みとなります。あらかじめご了承ください。
 ※主な行事等を掲載しましたが、日時等が変更となる場合もあります。

連絡先

中央公民館	72-1148
リフレッシュセンター	72-1149
保健センター	72-6611
役場庁議室	
役場第1会議室	
役場第1分室会議室	
総務課	72-1114
企画観光課	72-1138
町民課	72-1112
福祉課	72-1117
健康増進課	72-6611
地域包括支援センター	72-1175
生涯学習課	72-1148
消防本部	72-0119
社会福祉協議会	72-2005
文化福祉会館	72-2005
水道課	72-2221
環境センター	72-3042
衛生センター	72-3076

救急協力当番病院

月日	病院
7月29日(月)~8月4日(日)	保内郷メディカルクリニック
8月5日(月)~11日(日)	久保田病院
12日(月)~18日(日)	慈泉堂病院
19日(月)~25日(日)	保内郷メディカルクリニック
26日(月)~9月1日(日)	久保田病院

慈泉堂病院 ☎72-1550
 久保田病院 ☎72-0023
 保内郷メディカルクリニック ☎72-0179

8月の納付のお知らせ

税務課 ☎72-1116

◆町民税・国民健康保険税・
 介護保険料・後期高齢者医療保険料
 各第2期分
 納期限は9月2日(月)です。

延長窓口のお知らせ

毎週水曜日 午後7時まで

*町民課 ☎72-1112 *福祉課 ☎72-1117
 *税務課 ☎72-1116

取扱いができない業務もありますのでご了承ください。
 詳しくは各担当課に事前にお問い合わせください。

町の人口と世帯

(平成25年7月1日現在)

★人口 19,680人
 男 9,652人・女 10,028人
 ★世帯数 7,641戸

※住民基本台帳法の改正により外国人を含めた人口と世帯数を表示しています。



***** 中学校総合体育大会 *****

大子地区中学校総合体育大会が6月25日、26日の2日間にわたり開催されました。
大子広域公園やリフレッシュセンター、大子中学校などを会場に軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、剣道、卓球の5種目の競技が行われ、部活動の集大成となる3年生を中心に熱い戦いが繰り広げられました。

ラッピングバスの運行が始まりました!



袋田の滝をデザインしたラッピングバスの運行が始まりました。
高速バスは**大子～東京間**を1日3往復しており、ラッピングバスは1日1往復程度運行します。これにより首都圏の観光客へのPRが毎日できることになりました。

※「広報だいで」に掲載されている写真を希望の方は、総務課 ☎72-1114までご連絡ください。